

元高教政第451号
令和元年10月 1 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

マイクロバスの適切な利用に係る周知について（通知）

このことについて、四国運輸局自動車交通部長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴職におかれましても、この通知の趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。
また、所管の各学校及び各園に対して周知されるよう、お願いします。

担当・問合せ先
教育政策課 企画調整担当
電話 088-821-4902（内線 4902）

四運自旅第592号

令和元年9月26日



各県教育委員会 御中

各県私立学校主管課 御中

四国運輸局自動車交通部長



マイクロバスの適切な利用に係る周知について（依頼）

マイクロバスについては、グループ旅行などの移動の際に広く利用されているところですが、マイクロバスのサービスの中には、旅客自動車運送事業の許可を得ずに運送行為を行う無許可営業や、レンタカー事業者がレンタカー（マイクロバス）と運転手を一体的に提供する不適切なサービスなど、道路運送法に違反するサービス事例も散見されるところです。

こうした違法ないわゆる白バス行為について、利用者としては違法なサービスであることを認識・理解せずに利用してしまっているケースも少なくありません。

違法な白バスを利用して、万が一、事故に遭ってケガなどをした場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。

このため、このようなリスクを知らずに利用者がこれらの違法なサービスを利用してしまふことを防止するため、別添の内容について、県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に対し、周知のご協力をお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

四国運輸局自動車交通部旅客課

担当：――

電話：087-802-6771

運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう。

- 運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる道路運送法に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- 道路運送法の許可を受けたバス会社（貸切バス事業者）の正規のマイクロバスには「緑ナンバー」が付いています。
- 正規の貸切バス事業者には「運送引受書」や「領収証」などの関係書類の交付が義務づけられています。口答による契約は、法律に違反するサービスです。

レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません。

- レンタカー会社からは、車を借りることしかできません。
 - レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません（※）。
- （※）車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできますが、この場合、実際に運転する人の氏名等をあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。
- レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスも、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
 - また、運転を依頼した人などに、レンタカーの手配をしてもらうことはできません。

違法な「白バス」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります。

- 違法な「白バス」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。